参考資料

先進医療における保険外併用療養費について

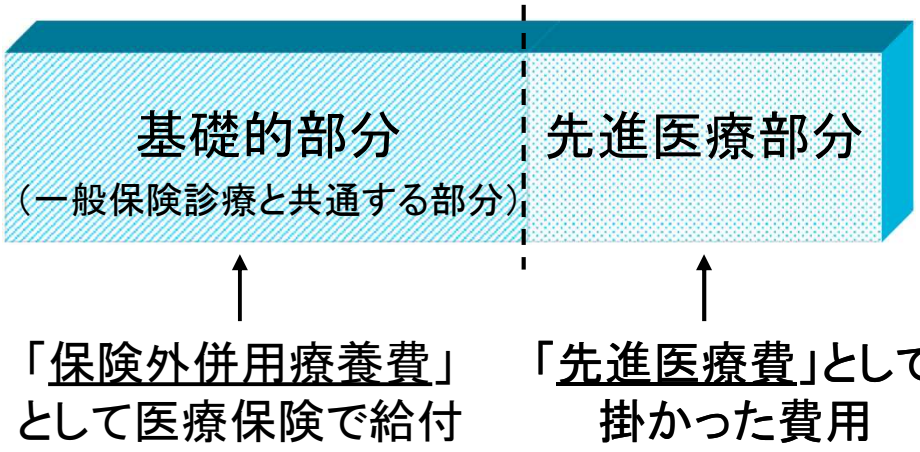

【例】総医療費が100万円、うち先進医療に係る費用が20万円だったケース

1. 一般保険診療と共通する部分（診察、検査、投薬、入院料等）80万円は、医療保険として給付される。

保険給付分＝80万円（10割）
患者負担が3割の場合、
・7割にあたる56万円が各健康保険制度から給付。
・3割にあたる24万円が患者の一部負担金。

2. 先進医療に係る費用20万円は、全額を患者が負担。

一般保険診療と共通する部分（保険給付分）	Ⅰ．保険者負担分＝56万円	Ⅳ．全体 100万円
	Ⅱ．患者の一部負担金＝24万円	
Ⅲ．先進医療部分　＝　20万円		

Ⅰの額を様式第1号別添の保険外併用療養費分①の欄に、
Ⅱの額を様式第1号別添の保険外併用療養費に係る一部負担金②の欄に、
Ⅲの額を様式第1号別添の先進医療費用③又は④の欄に、
Ⅳの額を様式第1号別添の総合計（①+②+③+④）の欄に記入すること。